

制定 令和6年11月11日

介護予防推進プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくりに向け、介護予防に関する今後の施策のあり方や方向性について検討することを目的として、「介護予防推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 PTは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護予防に関するこれまでの取組の検証
- (2) 介護予防のさらなる推進に向けた今後の施策のあり方や方向性に関すること
- (3) その他上記以外に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 PTは、リーダー、サブリーダー及びメンバーで組織する。

- 2 リーダーは、市長をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、福祉局が所管する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 メンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 リーダーはPTを招集し、これを主宰する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在のときは、その職務を代行する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 PTの庶務は、福祉局高齢者施策部において処理する。

(設置期間)

第6条 PTの設置は、令和10年3月31日までとする。

(リーダーへの委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、PTの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 11 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

メンバー	リーダーが指名する区長 （区長会議福祉・健康部会を代表する区長及び部会長が指名する区長） 市民局長 福祉局長 健康局長
------	---